

総合評価書 「総合的な被害者対策の推進」の要旨

評価の目的及び観点

警察の被害者対策が有効に実施されているかという観点から評価を行い、十分に効果が上がっていない施策があれば、その原因を明らかにし、今後の警察の被害者対策の在り方についての方向性を示すことを目的とした。

評価対象の政策

1 基本的な施策の推進

- 被害者に対する情報提供（給与厚生課）
- 相談・カウンセリング体制の整備（給与厚生課）
- 捜査過程における被害者の負担の軽減（給与厚生課）
- 被害者の安全の確保（刑事企画課）
- 犯罪被害給付制度の適切な運用（給与厚生課）
- 民間の被害者支援団体等関係機関・団体との連携（給与厚生課）

2 被害者の特性に応じた施策の推進

- 性犯罪の被害者に対する支援（捜査第一課）
- 被害少年に対する支援（少年課）
- 悪質商法等に係る被害者対策（生活環境課）
- 暴力団犯罪に係る被害者対策（暴力団対策課）
- 交通事故被害者に対する被害者対策（交通企画課）
- 配偶者からの暴力事案及びストーカー事案に係る被害者対策（生活安全企画課）

取組みの効果を把握した結果（改善等を要する事項）

1 基本的な施策の推進

- 被害者に対する情報提供については、被害者と警察との意思の疎通、部門間の連携等が課題。
- 相談・カウンセリング体制の整備については、女性の相談担当者の確保、職員のメンタルヘルスへの配慮等が課題。
- 捜査過程における被害者の負担の軽減については、司法解剖後の遺体修復及び搬送に要する経費等の予算措置に継続して取り組む必要。
- 被害者の安全の確保については、部門間の連携強化等が課題。
- 犯罪被害給付制度の適切な運用については、申請者への制度の説明、裁定の迅速化等が課題。
- 民間の被害者支援団体等関係機関・団体との連携については、警察と支援団体の適切な役割分担、財政基盤の確立の支援等が課題。

2 被害者の特性に応じた施策の推進

- 性犯罪の被害者に対する支援については、女性の性犯罪捜査員等を増やすことが今後の課題。
- 被害少年に対する支援については、児童虐待防止法の改正の趣旨を踏まえ、児童相談所等関係機関との連携が課題。
- 悪質商法等に係る被害者対策については、被害の拡大防止等のため、関係機関・団体との一層の連携強化等が課題。
- 暴力団犯罪に係る被害者対策については、被害者の保護、救済を図るため、関係機関・団体との緊密な連携等が課題。
- 交通事故被害者に対する被害者対策については、交通安全活動推進センター等の相談・カウンセリング体制の充実等が課題。
- 配偶者からの暴力事案及びストーカー事案に係る被害者対策については、配偶者暴力相談支援センターとの連携、被疑者の早期検挙が課題。

評価の結果及び政策への反映の方向性

- 施策の内容は相当充実したものとなっている。個々の施策の進ちょく状況に差はあるが、警察の被害者対策には一定の成果が認められる。
- 今後、改善等を要するものとして特に重点的に取り組む必要。関係機関・団体との連携の強化や役割分担を進め、望ましい被害者支援制度の在り方について議論が必要。

評価期間

平成14年から平成16年まで（3年間）